

# 令和4年第4回松野町議会定例会議事日程第1号

令和4年12月15日(木) 午前9時30分開議

- 1 開 会 宣 言 ( : )
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸 般 事 項 報 告
- 4 開 議 ( : )

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 番 議員 ・ 番 議員
2	—	会期の決定 月 日から 月 日までの 日間
3	—	一般質問 (5番、3番)
4	議案 74	松野町個人情報保護法施行条例の制定について
5	議案 75	松野町情報公開条例の全部改正について
6	議案 76	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
7	議案 77	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 について
8	議案 78	松野町職員の定年等に関する条例の一部改正について
9	議案 79	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
10	議案 80	松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
11	議案 81	松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 改正について
12	議案 82	松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について
13	議案 83	松野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

14	議案 84	松野町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
15	議案 85	松野町簡易水道財政調整基金条例の廃止について
16	議案 86	松野町特別会計条例の一部改正について
17	議案 87	令和4年度松野町一般会計補正予算（第6号）
18	議案 88	令和4年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
19	議案 89	令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
20	議案 90	松野町教育委員会委員の任命同意について
21	発議 3	松野町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
22	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

5 閉 議（ : ）

6 閉 会（ : ）

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、  
下記のとおり

記

職名	氏名	職名	氏名
町長	坂本 浩	会計管理者兼出納室長	芝 吉彦
副町長	八十島 温夫	建設環境課長	谷口 健二
教育長	三好 秀二	町民課長	久保田 忠
総務課長	友岡 純	保健福祉課長	瀧本 美樹
防災安全課長	中井 和彦	教育課長	森本 秀行
ふるさと創生課長	井上 靖	代表監査委員	榎本 孝幸
農林振興課長	小西 亨	—	—

議会閉会中の主要行事・事務等一覧表

松野町議会

日付	主要行事・事務	場所	出席者等
10月6日	第33回「なくせじん肺全国キャラバン」 要請来庁		議長
10月7日	全員協議会		
10月19日	愛媛食健連全国一斉共同行動における要 請来庁		議長
10月21日	全員協議会		
10月24日	過疎を考える研修会		
10月24日	令和4年愛媛県後期高齢者医療広域連合 議会第3回定例会	松山市	議長
11月4日	全員協議会		
11月7日	全員協議会		
11月9日	第66回町村議会議長全国大会	東京都	議長
11月11日	令和4年第5回臨時会		
11月24日 ～25日	愛媛県議長会第2回全員協議会及び第1 回議長研修会	愛南町	議長
12月2日	社会保障拡充県内キャラバン要請来庁		議長
12月5日	全員協議会・議会運営委員会		
12月13日	松野中学校生徒と議会議員との交流会		

# 一 般 質 問 表

令和4年第4回定例会

通 告 者	質 問 内 容
1 番 森岡 健治	<p>○観光の取り組みについて</p> <p>近年、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が激減している中、国の補助事業によって観光宿泊事業者応援事業が実施され、思いもよらぬ観光客が来町されました。</p> <p>今回の事業で1万2千500人のアンケートを取られています。リピーターに対して、どのようなアピールをしていくのか、また、アウトドアの聖地を目指すと言われており、いろいろな環境整備が必要ではないかと思えます。</p> <p>今後どのような取り組みをされるのか、お伺いします。</p> <p>令和5年度の取り組みに期待をすることであり、明確な答弁をお願いいたします。</p>
2 番 山下 智恵	<p>○定住促進施策について</p> <p>令和4年第1回定例会において、松野町定住促進施策の条例で規定された移住定住につながる各種奨励措置を検証するため、期限付制度として内容・要件・対象・補助額・補助率が大幅に見直され、この施策がより推進されることが大いに期待されました。</p> <p>町長からも、コロナ禍にあつて、都会から田舎に生活に移す移住者の受け皿となるよう、松野モデルを確立していきたいとの言葉もあり、そういった思いから力を入れてきた施策であると思えますが、未だに空き家を探している人たちの需要に応えきれていない現状があります。</p> <p>空き家対策がなかなか進まない現状の中には、持ち主が町内に住んでいなかったり、相続されて持ち主が分からない、あるいは複数人いたり、手続きが煩わしい等の多岐にわたる問題が絡んでいることは想像できますが、施策を進めていくことにおいて避けては通れない問題であると考えます。</p> <p>そこで、更にもう一步踏み込んだ取り組みが必要であると思えますが町長のお考えを聞かせていただきたい。</p>

議案第74号

松野町個人情報保護法施行条例の制定について

松野町個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和4年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例を制定するもの。

## 松野町条例第18号

### 松野町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報に記載されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、松野町情報公開条例（令和4年条例第19号）第22条第1項に規定する松野町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(松野町個人情報保護条例の廃止)

第2条 松野町個人情報保護条例（平成17年条例第14号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の松野町個人情報保護条例（以

下「旧条例」という。)第3条第2項、第12条第3項又は第40条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
  - (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第31条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第39条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する松野町個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第39条第6項の規定によるその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する旧個人情報が記録された特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 第1項第2号に掲げる者
  - (3) 第1項第3号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報(公文書に記録されたものに限る。)をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、本町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。



第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第75号

松野町情報公開条例の全部改正について

松野町情報公開条例を次のように定める。

令和4年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

改正後の個人情報保護制度との整合性を図り、統一的な運用を実施していくため、全部改正をするもの。

## 松野町条例第 19 号

### 松野町情報公開条例

松野町情報公開条例（平成 12 年条例第 3 号）の全部を改正する。

#### （目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、町民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民に説明する責務を全うするとともに、町民と町との協働による公正で民主的なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる町の機関をいう。

- (1) 町長
- (2) 教育委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 監査委員
- (5) 農業委員会
- (6) 固定資産評価審査委員会
- (7) 議会

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの
- (2) 町立の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

#### （実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例の目的にのっとり公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

#### （利用者の責務）

第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、こ

の条例により認められた権利を正当に行使するとともに、公文書の公開により得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。  
(公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の公開を請求する権利を濫用してはならない。

(公開請求の手続)

第6条 公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとする者は、当該公開請求に係る公文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 公開請求をしようとする者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その他の団体にあつては、団体の所在地)

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) その他当該実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる非公開とする情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると

行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
  - (6) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
    - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
    - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
    - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
    - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
    - オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を準用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている

場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき又は公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求があった日から起算して60日を限度として、同項に規定する期間延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき又は他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 公開請求に係る公文書に、町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が、第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該公文書の公開を決定するときは、当該公開決定の日から公開を実施する日まで14日以上期間を設けなければならない。

4 実施機関は、前項の公開決定をしようとするときは、公開決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。



(公開の実施)

第16条 実施機関は、公開決定をしたとき(前条第3項の規定による場合を除く。)は、公開請求者に対し、速やかに当該公開決定に係る公文書の公開を実施するものとする。

2 公文書の公開は、文書及び図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、公文書の公開により公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第8条の規定による公開を行うときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

(他の制度等との調整)

第17条 この条例の規定は、法令等の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合においては、適用しない。

(手数料等)

第18条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付を受けるものは、当該文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく松野町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(第三者から当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合に準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決  
(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表明している場合に限る。）

（松野町情報公開・個人情報保護審査会）

第22条 第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、松野町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。  
(2) 松野町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）第4条による諮問に応じ調査審議すること。  
(3) 松野町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第20号）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。  
(4) 松野町議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。  
(5) 個人情報の保護に関する法律の適正な運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べること。

3 審査会は、委員5人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

5 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審査会の調査権限等）

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（第20条第1項に規定により審査会に諮問をした実施機関、個人情報の保護に関す

る法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び松野町議会の個人情報の保護に関する条例第1条に規定する議会をいう。)に対し当該公開決定等に係る公文書又は個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項若しくは松野町議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(以下これらを「開示決定等」という。に係る個人情報の保護に関する法律第60条第1項又は松野町議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の公開を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し当該公開決定等に係る公文書に記録されている情報又は開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類及び整理した資料を提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知り得ている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写しの交付を求めることができる。こ

の場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときを除き、これを拒否することはできない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により意見書又は資料の写しの交付を求める者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書等の公開)

第28条 審査会は、実施機関の諮問に対し答申書を提出したときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 審査会は、実施機関に意見を述べたときは、その内容を公表するものとする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第31条 町長は、毎年度、公文書の公開の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(情報提供の充実)

第32条 実施機関は、公文書の公開と併せて、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で町民に明らかにされるよう、情報提供及び情報公表に関する施策の充実に努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第33条 町が出資等をしている法人であって、実施機関が指定するもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 町が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）を管理する指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する情報であってその管理する当該公の施設の管理に関するものの公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 出資法人及び指定管理者は、情報の公開に関する苦情の処理について、実施機関に対し助言を求めることができる。
- 4 実施機関は、出資法人及び指定管理者の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（その他の事項）

第34条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第76号

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和4年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるもの。

## 職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、第3項に定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（松野町職員の前定年に関する条例（昭和58年条例第4号）第3条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 地方公務員法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、松野町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)
- 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。  
第7条に次の1項を加える。
  - 4 職員が高齢者部分休業(当該職員が、高齢者として町長が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。



議案第 77 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 15 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

地方公務員法の改正に伴い、関係条例の整備を行うもの。

## 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(松野町職員定数条例の一部改正)

第1条 松野町職員定数条例(昭和30年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員」を「一般職の地方公務員」に改め、「雇用人及び嘱託を含み」及び「及び第2条」を削り、「並びに臨時的に任用される職員(緊急の場合において臨時的に任用される職員を除く。)」を「及び臨時的に任用される職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」に改める。

第2条を次のように改める。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町長の事務部局の職員 110人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 1人
- (5) 教育委員会の事務部局の職員 10人
- (6) 農業委員会の事務部局の職員 3人

第3条中「前条」を「第2条」に、「町長、議長、選挙管理委員会委員長、監査委員、教育委員会及び農業委員会」を「任命権者」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(定数外の職員)

第3条 休職、併任、育児休業及び国、他の地方公共団体その他団体における研修又は事務従事の場合の職員は、前条の定数外とする。

2 休職及び育児休業の職員が復職した場合は、1年を超えない期間に限り定数外とすることができる。

(松野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 松野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和40年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

3 当分の間、次に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給と

みなす。

(1) 松野町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）附則第17項の規定による措置

(2) 前号に掲げる措置に相当するものとして規則その他の規程で定めるもの

4 前項各号に掲げる措置の適用を受ける職員には、規則の規定又は任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 松野町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和40年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料月額」を「の期間、その発令の日に受ける給料の月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 松野町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員第2条の3第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

第9条に次の1号を加える。

(3) 松野町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員第16条第2号及び第17条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 松野町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

第5条第1項中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改め、同条第6項及び第8項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第12項を次のように改める。

12 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、その者の49週間についての1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数）を乗じて得た額とする。

第5条第13項中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に、「算出率」を「勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、その者の49週間についての1週間当た

りの勤務時間を38時間45分で除して得た数。以下「算出率」という。）」に改める。

第5条の2を削る。

第9条の3第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第15条中「給料月額」を「給料の月額」に改め、特殊勤務手当の次に「（月額を単位として支給するものに限る。）」を加える。

第17条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の2第2項中「第8条」を「第5条第3項から第11項まで及び第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職

務の級並びに同条第4項、第5項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 松野町職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第4号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 松野町職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
- (4) 松野町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

19 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」

とする。

- 2 1 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 1 7 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 1 9 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 2 2 附則第 1 9 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 1 7 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 2 3 附則第 1 7 項から前項までに定めるもののほか、附則第 1 7 項の規定による給料月額、附則第 1 9 項の規定による給料その他附則第 1 7 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。
- 2 4 育児短時間勤務職員等に対する附則第 1 7 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、算出率を乗じて得た額とする」とする。  
別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円
	188,657	216,297	256,501	276,000	291,177	316,707

別表第 2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料
	円
	768,541

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条関係）等級別基準職務表

行政職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務

2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長又は規則で定める職務
4級	課長補佐、専門員又は規則で定める職務
5級	困難な業務を行う課長補佐又は規則で定める職務
6級	課長又は規則で定める職務

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第15条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第10条 職員等の旅費に関する条例(昭和62年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(松野町職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 松野町職員の再任用に関する条例(平成12年条例第36号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)



第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第4条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

（松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される松野町一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される松野町一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の松野町一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」

という。) 第9条の3第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。
  - 6 新給与条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
  - 7 松野町一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項から第5項まで、第7項及び第9項から第11項まで並びに第8条から第9条の2まで並びに新給与条例第5条第6項及び第8項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
  - 8 新給与条例附則第17項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。  
(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第7条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条及び第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第78号

松野町職員の定年等に関する条例の一部改正について

松野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

地方公務員法の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

## 松野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

松野町職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条第1項中「60年」を「65年」に改め、同条第2項中「別表に掲げる医療施設」を「診療所」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、

「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、松野町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）第16条の2第1項に規定する職（診療所において医療業務に従事する医師を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職

制上の段階に属する職に、降任等をする事。

- (3) 当該職員他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの

期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年



令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条第2項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の松野町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の松野町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超え

ない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前

条第1項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内

で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務

の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第79号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月15日提出

松野町長 坂本 浩

提 案 理 由

令和4年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。



## 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和37年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第80号

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和4年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松野町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のよう改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料の月額	給料の月額	給料の月額	給料の月額	給料の月額	給料の月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,865	199,512	235,595	267,356	292,182	320,827
	2	151,971	201,321	237,203	269,065	294,393	323,039
	3	153,177	203,130	238,711	270,572	296,504	325,350
	4	154,282	204,939	240,218	272,382	298,514	327,562
	5	155,388	206,447	241,525	274,090	300,323	329,773
	6	156,494	208,256	243,133	275,899	302,334	331,783
	7	157,599	210,065	244,641	277,709	304,143	333,994
	8	158,705	211,875	246,148	279,719	305,751	336,205
	9	159,710	213,483	247,254	281,629	307,661	338,115
	10	161,117	215,292	248,762	283,639	309,972	340,326
	11	162,424	217,101	250,269	285,548	312,184	342,337
	12	163,730	218,910	251,576	287,458	314,495	344,548
	13	164,936	220,317	253,084	289,368	316,606	346,357
14	166,444	222,127	254,290	291,177	318,717	348,367	

15	167,952	223,835	255,596	292,685	320,928	350,377
16	169,560	225,644	256,803	294,092	323,039	352,388
17	170,665	227,253	258,109	295,901	324,948	354,096
18	172,073	228,961	259,516	297,911	326,959	356,106
19	173,480	230,569	260,923	300,022	328,969	357,916
20	174,887	232,077	262,431	302,032	330,979	359,825
21	176,194	233,384	264,039	303,942	332,688	361,735
22	178,706	234,992	265,748	306,052	334,798	363,645
23	181,219	236,600	267,356	308,063	336,809	365,655
24	183,732	238,108	268,964	310,173	338,919	367,565
25	186,144	239,113	270,773	311,882	340,326	369,575
26	187,853	240,620	272,583	313,993	342,236	371,484
27	189,461	241,927	274,291	316,003	344,146	373,495
28	191,170	243,133	276,000	318,013	346,055	375,505
29	192,677	244,339	277,608	319,722	347,664	377,013
30	194,386	245,344	279,317	321,732	349,573	378,822
31	196,195	246,350	281,126	323,843	351,483	380,631
32	197,904	247,355	282,634	325,953	353,292	382,239
33	199,512	248,460	283,840	327,160	355,202	384,048
34	200,919	249,365	285,548	329,170	357,011	385,455
35	202,427	250,269	287,157	331,079	358,820	386,963
36	203,934	251,275	288,865	333,190	360,529	388,571
37	205,241	252,179	290,473	335,100	361,936	389,978
38	206,548	253,486	292,182	337,010	363,243	391,184
39	207,754	254,692	293,991	339,020	364,650	392,391
40	209,060	255,998	295,800	340,929	366,057	393,496
41	210,367	257,305	297,308	342,839	367,364	394,602

42	211, 674	258, 712	299, 017	344, 749	368, 268	395, 808
43	212, 980	259, 918	300, 524	346, 558	369, 374	397, 014
44	214, 287	261, 124	302, 133	348, 468	370, 479	398, 120
45	215, 392	262, 230	303, 741	349, 975	371, 283	398, 823
46	216, 699	263, 436	305, 449	351, 382	372, 188	399, 527
47	218, 006	264, 743	307, 058	352, 890	373, 093	400, 230
48	219, 312	265, 848	308, 766	354, 398	373, 997	400, 934
49	220, 317	266, 954	309, 671	356, 006	374, 902	401, 537
50	221, 423	267, 959	311, 178	356, 810	375, 706	402, 140
51	222, 428	269, 165	312, 686	358, 016	376, 510	402, 643
52	223, 433	270, 271	314, 294	359, 021	377, 314	403, 045
53	224, 438	271, 276	315, 902	359, 926	378, 018	403, 447
54	225, 343	272, 281	317, 511	361, 031	378, 721	403, 748
55	226, 248	273, 387	319, 119	361, 936	379, 425	404, 050
56	227, 152	274, 492	320, 626	363, 042	380, 128	404, 351
57	227, 454	275, 397	322, 134	363, 946	380, 631	404, 653
58	228, 258	276, 402	323, 340	364, 650	381, 234	404, 954
59	228, 961	277, 307	324, 546	365, 353	381, 837	405, 256
60	229, 665	278, 412	325, 752	366, 057	382, 541	405, 557
61	230, 368	279, 518	326, 456	366, 459	382, 943	405, 859
62	231, 173	280, 523	327, 361	367, 062	383, 646	406, 160
63	231, 876	281, 428	328, 165	367, 766	384, 249	406, 462
64	232, 479	282, 433	328, 969	368, 469	384, 852	406, 763
65	233, 082	282, 935	329, 873	368, 771	385, 254	407, 065
66	233, 685	283, 840	330, 275	369, 474	385, 857	407, 367
67	234, 288	284, 543	330, 979	370, 178	386, 460	407, 668
68	234, 992	285, 448	331, 783	370, 881	387, 064	407, 970

69	235,695	286,453	332,587	371,183	387,466	408,171
70	236,299	287,257	333,291	371,786	387,968	408,472
71	236,801	288,061	333,994	372,490	388,471	408,774
72	237,505	288,865	334,698	373,093	389,074	409,075
73	238,208	289,669	335,200	373,394	389,375	409,276
74	238,811	290,172	335,803	373,997	389,777	409,578
75	239,414	290,574	336,306	374,701	390,179	409,879
76	239,917	291,076	336,909	375,304	390,581	410,080
77	240,520	291,277	337,211	375,706	390,883	410,281
78	241,224	291,579	337,713	376,208	391,184	410,583
79	241,927	291,780	338,115	376,811	391,486	410,884
80	242,430	292,182	338,618	377,314	391,787	411,085
81	242,932	292,383	339,020	377,817	391,989	411,286
82	243,535	292,584	339,522	378,420	392,290	411,588
83	244,138	292,986	340,025	378,922	392,592	411,889
84	244,641	293,288	340,527	379,224	392,793	412,091
85	245,143	293,589	340,829	379,626	392,994	412,292
86	245,746	293,891	341,231	380,128	393,295	
87	246,350	294,192	341,734	380,530	393,597	
88	246,852	294,594	342,136	380,932	393,798	
89	247,355	294,896	342,437	381,334	393,999	
90	247,857	295,298	342,839	381,837	394,300	
91	248,159	295,599	343,342	382,239	394,602	
92	248,561	296,001	343,744	382,641	394,803	
93	248,862	296,202	343,945	382,943	395,004	
94		296,403	344,347	383,445		
95		296,705	344,849	383,847		

96	297, 107	345, 251	384, 249
97	297, 308	345, 452	384, 551
98	297, 610	345, 854	385, 053
99	298, 012	346, 256	385, 455
100	298, 414	346, 558	385, 857
101	298, 615	346, 860	386, 159
102	298, 916	347, 262	
103	299, 318	347, 664	
104	299, 620	348, 066	
105	299, 821	348, 568	
106	300, 122	348, 970	
107	300, 524	349, 372	
108	300, 826	349, 774	
109	301, 027	350, 277	
110	301, 429	350, 679	
111	301, 831	350, 980	
112	302, 133	351, 282	
113	302, 334	351, 785	
114	302, 535		
115	302, 836		
116	303, 238		
117	303, 439		
118	303, 640		
119	303, 942		
120	304, 243		
121	304, 645		
122	304, 846		

	123		305,148				
	124		305,449				
	125		305,751				
再任用職員		188,657	216,297	256,501	276,000	291,177	316,707

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	号給	給料の月 額	号給	給料の月 額	号給	給料の月 額	号給	給料の月 額	号給	給料の月 額
再任用 職員以 外の職 員	1	515,577	55	636,572	109	764,601	163	894,733	217	1,023,564
	2	518,087	56	637,572	110	767,131	164	897,228	218	1,026,060
	3	520,601	57	639,512	111	768,813	165	899,735	219	1,028,544
	4	523,160	58	642,068	112	771,331	166	902,233	220	1,031,049
	5	525,111	59	644,295	113	773,866	167	904,739	221	1,032,488
	6	527,581	60	646,843	114	776,384	168	907,145	222	1,034,981
	7	530,113	61	649,337	115	778,911	169	909,651	223	1,037,474
	8	532,588	62	651,884	116	781,358	170	911,228	224	1,039,966
	9	535,127	63	654,104	117	783,884	171	913,729	225	1,042,448
	10	537,594	64	656,657	118	786,410	172	916,231	226	1,044,943
	11	540,067	65	659,201	119	788,928	173	918,726	227	1,047,435
	12	542,539	66	660,760	120	791,453	174	921,229	228	1,049,915
	13	544,287	67	663,300	121	793,103	175	923,639	229	1,052,409
	14	546,759	68	665,839	122	795,625	176	926,132	230	1,054,901
	15	549,232	69	668,120	123	798,148	177	928,632	231	1,056,321
	16	551,525	70	670,599	124	800,671	178	931,135	232	1,058,800
	17	553,887	71	672,877	125	803,183	179	933,628	233	1,061,290
	18	556,195	72	675,275	126	805,715	180	936,129	234	1,063,780
	19	558,132	73	677,775	127	808,156	181	937,683	235	1,066,259



20	560,439	74	680,174	128	810,668	182	940,088	236	1,068,749
21	562,934	75	682,673	129	813,191	183	942,586	237	1,071,237
22	565,399	76	685,244	130	814,893	184	945,085	238	1,073,728
23	567,694	77	687,786	131	817,412	185	947,573	239	1,076,206
24	570,114	78	690,329	132	819,930	186	950,073	240	1,078,696
25	572,579	79	692,871	133	822,366	187	952,570	241	1,080,086
26	574,745	80	695,057	134	824,884	188	955,067	242	1,082,574
27	577,252	81	697,312	135	827,394	189	957,470	243	1,085,061
28	579,314	82	699,850	136	829,912	190	959,958	244	1,087,546
29	581,084	83	702,390	137	832,430	191	961,482	245	1,090,023
30	583,426	84	704,927	138	834,948	192	963,976	246	1,092,511
31	585,270	85	707,184	139	837,467	193	966,471	247	1,094,996
32	587,168	86	709,720	140	839,047	194	968,968	248	1,097,482
33	589,680	87	712,258	141	841,560	195	971,463	249	1,099,958
34	592,188	88	714,795	142	844,076	196	973,848	250	1,102,446
35	594,764	89	717,038	143	846,592	197	976,352		
36	597,247	90	719,580	144	849,106	198	978,838		
37	599,629	91	721,460	145	851,619	199	981,331		
38	602,121	92	723,712	146	854,132	200	983,333		
39	604,057	93	726,243	147	856,563	201	984,838		
40	606,563	94	728,621	148	859,075	202	987,337		
41	608,967	95	730,419	149	861,590	203	989,838		
42	611,149	96	732,881	150	864,094	204	992,336		
43	612,403	97	735,410	151	865,736	205	994,726		
44	614,265	98	737,680	152	868,245	206	997,226		
45	616,853	99	740,206	153	870,757	207	999,725		
46	619,368	100	742,000	154	873,180	208	1,002,223		

	47	621,347	101	744,455	155	875,528	209	1,004,723	
	48	623,266	102	746,988	156	877,877	210	1,007,222	
	49	625,245	103	749,511	157	880,225	211	1,008,698	
	50	626,787	104	752,034	158	882,573	212	1,011,092	
	51	628,708	105	754,565	159	884,921	213	1,013,580	
	52	630,692	106	757,020	160	887,269	214	1,016,086	
	53	632,668	107	759,542	161	889,728	215	1,018,570	
	54	634,595	108	762,071	162	892,226	216	1,021,066	
再任用職員									768,541

第2条 松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松野町一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松野町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 8 1 号

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和 4 年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づく一般職の職員の給与との均衡を踏まえ、一部改正を行うもの。

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の135」と読み替えるものとする。

第23条第1項中「給与条例第17条第4項」を「、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の135」と、同条第4項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

行政職給料表

号給	給料の月額
	円
1	150,865
2	151,971
3	153,177
4	154,282
5	155,388
6	156,494
7	157,599
8	158,705
9	159,710
10	161,117
11	162,424
12	163,730
13	164,936
14	166,444
15	167,952
16	169,560
17	170,665
18	172,073
19	173,480
20	174,887

21	176, 194
22	178, 706
23	181, 219
24	183, 732
25	186, 144
26	187, 853
27	189, 461
28	191, 170
29	192, 677
30	194, 386
31	196, 195
32	197, 904
33	199, 512
34	200, 919
35	202, 427
36	203, 934
37	205, 241
38	206, 548
39	207, 754
40	209, 060
41	210, 367
42	211, 674
43	212, 980
44	214, 287
45	215, 392
46	216, 699
47	218, 006
48	219, 312
49	220, 317
50	221, 423
51	222, 428
52	223, 433
53	224, 438
54	225, 343
55	226, 248
56	227, 152
57	227, 454
58	228, 258
59	228, 961
60	229, 665
61	230, 368
62	231, 173

63	231,876
64	232,479
65	233,082
66	233,685
67	234,288
68	234,992
69	235,695
70	236,299
71	236,801
72	237,505
73	238,208
74	238,811
75	239,414
76	239,917
77	240,520
78	241,224
79	241,927
80	242,430
81	242,932
82	243,535
83	244,138
84	244,641
85	245,143
86	245,746
87	246,350
88	246,852
89	247,355
90	247,857
91	248,159
92	248,561
93	248,862

第2条 松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第23条第1項中「100分の135」を「100分の127.5」に改める。

附 則  
(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 8 2 号

松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について

松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和 4 年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。



## 松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 松野町議会議員に対する期末手当支給条例（昭和59年条例第12条）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松野町議会議員に対する期末手当支給条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松野町議会議員に対する期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 83 号

松野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

松野町簡易水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 15 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

簡易水道事業に地方公営企業法に準じて公営企業会計を適用するため、条例を制定するもの。

## 松野町簡易水道事業の設置等に関する条例

(簡易水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和5年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、松野町全域とする。

3 給水人口は、4,150人とする。

4 1日最大給水量は、1,990立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(3) 帳票の管理に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 簡易水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係

る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(松野町監査委員条例の一部改正)

2 松野町監査委員条例(平成12年条例第48号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「第202条」の次に「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)」を加える。

第2条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)」に改め、「第199条第6項」の次に「若しくは地方公営企業法第27条の2第1項」を加える。

第6条中「第233条第2項」の次に「又は地方公営企業法第30条第2項」を加える。

第8条中「第235条の2第2項」の次に「及び地方公営企業法第27条の2第1項」を加え、「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

(松野町会計用紙調達基金条例の一部改正)

3 松野町会計用紙調達基金条例(昭和57年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第57条」の次に「(簡易水道事業にあつては、松野町簡易水道事業会計規則(令和4年規則第22号)第35条から第38条まで)」を加える。

第4条中「一般会計」の次に「(簡易水道事業にあつては、特別会計)」を加える。

第5条中「歳計現金」の次に「(簡易水道事業にあつては、事業費その他の経費)」を加える。

(松野町簡易水道事業給水条例の一部改正)

4 松野町簡易水道事業給水条例(昭和44年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

議案第 8 4 号

松野町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

松野町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

簡易水道事業の公営企業会計適用に伴い、地方公営企業法第 3 2 条の規定により制定するもの。

## 松野町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、松野町簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 簡易水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、当該残額の全部又は一部を減債積立金又は建設改良積立金に積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てることができる。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項各号（第2号を除く。）に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

### (資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次の各号の順序とする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法
- (2) 前号の方法により処分した後の額の残額の一部を資本金に組み入れる方法

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 85 号

松野町簡易水道財政調整基金条例の廃止について

松野町簡易水道財政調整基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 15 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

簡易水道事業の公営企業会計適用に伴い、廃止するもの。



## 松野町簡易水道財政調整基金条例を廃止する条例

松野町簡易水道財政調整基金条例（昭和59年条例第8号）は廃止する。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 86 号

松野町特別会計条例の一部改正について

松野町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 15 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

簡易水道事業の公営企業会計適用に伴い、特別会計を廃止するもの。

## 松野町特別会計条例の一部を改正する条例

松野町特別会計条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2条中「、第3号及び第4号」を「及び第3号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年度松野町一般会計補正予算（第6号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 地方債補正
- 4 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第87号

令和4年度松野町一般会計補正予算（第6号）

令和4年度松野町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,593,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 4年度松野町一般会計予算に関する説明書  
第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		553,199	8,745	561,944
	2. 国庫補助金	407,236	8,745	415,981
17. 寄附金		10,031	200	10,231
	1. 寄附金	10,031	200	10,231
19. 繰越金		60,000	17,175	77,175
	1. 繰越金	60,000	17,175	77,175
21. 町債		860,743	3,400	864,143
	1. 町債	860,743	3,400	864,143
歳入合計		4,563,640	29,520	4,593,160

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		42,240	143	42,383
	1. 議会費	42,240	143	42,383
2. 総務費		1,260,322	14,327	1,274,649
	1. 総務管理費	1,148,887	6,996	1,155,883
	2. 徴税費	50,817	200	51,017
	3. 戸籍住民基本台帳費	30,898	9,011	39,909
	4. 選挙費	28,771	△1,880	26,891
3. 民生費		874,599	4,581	879,180
	1. 社会福祉費	693,674	4,581	698,255
4. 衛生費		261,182	805	261,987
	1. 保健衛生費	233,182	530	233,712
	2. 清掃費	28,000	275	28,275
6. 農林水産業費		333,311	4,219	337,530
	1. 農業費	260,162	3,630	263,792
	2. 林業費	72,137	589	72,726
7. 商工費		372,238	175	372,413
	1. 商工費	372,238	175	372,413

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		443,728	464	444,192
	1. 土木管理費	9,419	21	9,440
	2. 道路橋梁費	255,206	426	255,632
	4. 住宅費	30,256	17	30,273
10. 教育費		382,114	4,806	386,920
	1. 教育総務費	83,759	447	84,206
	2. 小学校費	46,458	107	46,565
	3. 中学校費	31,270	261	31,531
	4. 社会教育費	111,067	3,991	115,058
歳出合計		4,563,640	29,520	4,593,160



令和 4年度  
変 更

第 2 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債（ハード事業分）	240,800	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 、又は繰上償還 もしくは低利に 借換えすること ができる。	244,200	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見 直し方式で借入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものによる。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し 、又は繰上償還 もしくは低利に 借換えすること ができる。

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	553,199	8,745	561,944
17. 寄附金	10,031	200	10,231
19. 繰越金	60,000	17,175	77,175
21. 町債	860,743	3,400	864,143
歳入合計	4,563,640	29,520	4,593,160

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	42,240	143	42,383				143
2. 総務費	1,260,322	14,327	1,274,649	8,745			5,582
3. 民生費	874,599	4,581	879,180				4,581
4. 衛生費	261,182	805	261,987				805
6. 農林水産業費	333,311	4,219	337,530				4,219
7. 商工費	372,238	175	372,413				175
8. 土木費	443,728	464	444,192				464
10. 教育費	382,114	4,806	386,920		3,400	200	1,206
歳出合計	4,563,640	29,520	4,593,160	8,745	3,400	200	17,175

2. 歳入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	178,535	8,745	187,280	1. 一般管理費補助金	7,750	・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 7,750
				4. 戸籍住民基本台帳費補助金	995	・ 個人番号カード交付事務費補助金 995
計	407,236	8,745	415,981			
14 款合計	553,199	8,745	561,944			

17 款 寄附金

1 項 寄附金

3. 教育費寄附金	0	200	200	2. 中学校教育振興費寄附金	200	・ 中学校教育振興費寄附金 200
計	10,031	200	10,231			
17 款合計	10,031	200	10,231			

19 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	60,000	17,175	77,175	1. 前年度繰越金	17,175	・ 前年度繰越金 17,175
計	60,000	17,175	77,175			
19 款合計	60,000	17,175	77,175			

21 款 町債

1 項 町債

1. 過疎対策事業債	337,300	3,400	340,700	1. 過疎対策事業債	3,400	・ 過疎対策事業債（ハード事業分） 3,400
計	860,743	3,400	864,143			

## 21 款 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 款合計	860,743	3,400	864,143			

歳入合計	4,563,640	29,520	4,593,160			
------	-----------	--------	-----------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	42,240	143	42,383				143	2. 給料	16	・ 会計年度任用職員給	16
								3. 職員手当等	110	・ 期末手当 ・ 勤勉手当 ・ 議員期末手当	29 19 62
								4. 共済費	17	・ 職員共済組合負担金	17
計	42,240	143	42,383				143				
1 款合計	42,240	143	42,383				143				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1. 一般管理費	324,214	2,082	326,296				2,082	2. 給料	16	・ 会計年度任用職員給	16
								3. 職員手当等	966	・ 扶養手当 ・ 通勤手当 ・ 期末手当 ・ 勤勉手当 ・ 住居手当	60 19 270 440 177
								4. 共済費	1,100	・ 職員共済組合負担金	1,100
15. コミュニティバス運行費	16,494	756	17,250				756	10. 需用費	756	・ 燃料費 ・ 修繕料	371 385
16. 情報通信基盤施設管理費	65,417	4,158	69,575				4,158	18. 負担金、補助及び交付金	4,158	・ 鬼北地域情報通信基盤施設管理運営費負担金	4,158

## 2 款 総務費

## 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	1,148,887	6,996	1,155,883				6,996			

## 2 款 総務費

## 2 項 徴税費

1. 税務総務費	34,331	200	34,531				200	2. 給料	48	・ 一般職給	48
								3. 職員手当等	81	・ 期末手当 ・ 勤勉手当	7 74
								4. 共済費	71	・ 職員共済組合負担金	71
計	50,817	200	51,017				200				

## 2 款 総務費

## 3 項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	30,898	9,011	39,909	8,745			266	2. 給料	191	・ 一般職給	191
								3. 職員手当等	185	・ 時間外勤務手当 ・ 期末手当 ・ 勤勉手当	150 6 29
								4. 共済費	40	・ 職員共済組合負担金	40
								10. 需用費	33	・ 消耗品費	33
								11. 役務費	361	・ 通信運搬費	361
								12. 委託料	7,903	・ 戸籍総合システム改造委託料 ・ マイナンバーカード申請支援事務委託料	7,750 153

## 2 款 総務費

## 3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費							17. 備品購入費	199	・機械器具費 ・タブレット端末購入費	25 174
							18. 負担金、補助及び交付金	99	・通知カード・個人番号カード関連事務費 ・県負担金	99
計	30,898	9,011	39,909	8,745			266			

## 2 款 総務費

## 4 項 選挙費

1. 選挙管理委員会費	5,660	△1,880	3,780				△1,880	2. 給料	△700	・一般職給	△700
								3. 職員手当等	△780	・扶養手当 ・期末手当 ・勤勉手当 ・住居手当	△280 △200 △100 △200
								4. 共済費	△400	・職員共済組合負担金	△400
計	28,771	△1,880	26,891				△1,880				
2 款合計	1,260,322	14,327	1,274,649	8,745			5,582				

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	181,929	411	182,340				411	2. 給料	55	・一般職給	55
								3. 職員手当等	118	・期末手当 ・勤勉手当	7 61



## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費								3. 職員手当等		・住居手当 50
								4. 共済費	35	・職員共済組合負担金 35
								27. 繰出金	203	・国民健康保険特別会計繰出金 203
2. 国民年金事務費	4,986	48	5,034				48	2. 給料	25	・一般職給 25
								3. 職員手当等	19	・期末手当 5 ・勤勉手当 14
								4. 共済費	4	・職員共済組合負担金 4
3. 老人福祉費	198,044	3,935	201,979				3,935	2. 給料	2,290	・一般職給 2,290
								3. 職員手当等	58	・通勤手当 58
								4. 共済費	1,170	・職員共済組合負担金 1,170
								27. 繰出金	417	・介護保険特別会計繰出金 417
5. 人権・同和対策費	10,479	20	10,499				20	3. 職員手当等	17	・勤勉手当 17
								4. 共済費	3	・職員共済組合負担金 3
6. 隣保館費	16,423	167	16,590				167	2. 給料	92	・会計年度任用職員給 92
								3. 職員手当等	57	・期末手当 57
								4. 共済費	18	・職員共済組合負担金 18
計	693,674	4,581	698,255				4,581			

## 3 款 民生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 款合計	874,599	4,581	879,180				4,581			

## 4 款 衛生費

## 1 項 保健衛生費

1. 保健衛生費	188,705	117	188,822				117	3. 職員手当等	117	・ 期末手当 ・ 勤勉手当	32 85
2. 保健センター費	9,294	367	9,661				367	10. 需用費	367	・ 光熱水費	367
3. 環境衛生費	35,183	46	35,229				46	2. 給料	37	・ 一般職給	37
								3. 職員手当等	6	・ 動物等処理業務手当	6
								4. 共済費	3	・ 職員共済組合負担金	3
計	233,182	530	233,712				530				

## 4 款 衛生費

## 2 項 清掃費

1. 塵芥処理費	28,000	275	28,275				275	2. 給料	70	・ 会計年度任用職員給	70
								3. 職員手当等	162	・ 期末手当	162
								4. 共済費	43	・ 職員共済組合負担金	43
計	28,000	275	28,275				275				
4 款合計	261,182	805	261,987				805				

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 農業委員会費	11,502	142	11,644				142	1. 報酬	14	・ 会計年度任用職員報酬	14
								2. 給料	36	・ 一般職給	36
								3. 職員手当等	56	・ 期末手当 ・ 勤勉手当	25 31
								4. 共済費	36	・ 職員共済組合負担金	36
2. 農業総務費	24,341	494	24,835				494	2. 給料	91	・ 一般職給	91
								3. 職員手当等	253	・ 扶養手当 ・ 期末手当 ・ 勤勉手当 ・ 住居手当	65 7 100 81
								4. 共済費	150	・ 職員共済組合負担金	150
								3. 農業振興費	46,392	44	46,436
								3. 職員手当等	32	・ 期末手当	32
4. 担い手育成対策費	72,627	2,950	75,577				2,950	12. 委託料	2,950	・ 総合営農拠点施設等指定管理料	2,950
計	260,162	3,630	263,792				3,630				

## 6 款 農林水産業費

## 2 項 林業費

1. 林業総務費	19,848	589	20,437				589	2. 給料	200	・ 一般職給	200
----------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	-------	-----	--------	-----

## 6 款 農林水産業費

## 2 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 林業総務費							3. 職員手当等	278	・ 通勤手当 57 ・ 期末手当 8 ・ 勤勉手当 82 ・ 住居手当 131	
							4. 共済費	111	・ 職員共済組合負担金 111	
計	72,137	589	72,726			589				
6 款合計	333,311	4,219	337,530			4,219				

## 7 款 商工費

## 1 項 商工費

1. 商工総務費	16,097	122	16,219			122	2. 給料	40	・ 一般職給 40
							3. 職員手当等	62	・ 勤勉手当 62
							4. 共済費	20	・ 職員共済組合負担金 20
3. 観光費	173,675	53	173,728			53	4. 共済費	53	・ 職員共済組合負担金 20 ・ 社会保険料 33
計	372,238	175	372,413			175			
7 款合計	372,238	175	372,413			175			

## 8 款 土木費

## 1 項 土木管理費

1. 土木総務費	9,419	21	9,440			21	3. 職員手当等	18	・ 勤勉手当 18
----------	-------	----	-------	--	--	----	----------	----	-----------

## 8 款 土木費

## 1 項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費							4. 共済費	3	・職員共済組合負担金	3
計	9,419	21	9,440			21				

## 8 款 土木費

## 2 項 道路橋梁費

2. 道路維持費	52,248	413	52,661				413	2. 給料	91	・一般職給 ・会計年度任用職員給	36 55
								3. 職員手当等	236	・期末手当 ・勤勉手当	221 15
								4. 共済費	86	・職員共済組合負担金	86
3. 道路新設改良費	202,773	13	202,786				13	3. 職員手当等	13	・勤勉手当	13
計	255,206	426	255,632				426				

## 8 款 土木費

## 4 項 住宅費

1. 住宅管理費	30,256	17	30,273				17	3. 職員手当等	14	・勤勉手当	14
								4. 共済費	3	・職員共済組合負担金	3
計	30,256	17	30,273				17				
8 款合計	443,728	464	444,192				464				

## 10 款 教育費

## 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	82,694	447	83,141				447	2. 給料	155	・ 一般職給 ・ 会計年度任用職員給	139 16
								3. 職員手当等	149	・ 期末手当 ・ 勤勉手当	44 105
								4. 共済費	143	・ 職員共済組合負担金	143
計	83,759	447	84,206				447				

## 10 款 教育費

## 2 項 小学校費

1. 学校管理費	38,213	107	38,320				107	2. 給料	32	・ 会計年度任用職員給	32
								3. 職員手当等	57	・ 期末手当	57
								4. 共済費	18	・ 職員共済組合負担金	18
計	46,458	107	46,565				107				

## 10 款 教育費

## 3 項 中学校費

1. 学校管理費	22,787	57	22,844				57	2. 給料	16	・ 会計年度任用職員給	16
								3. 職員手当等	28	・ 期末手当	28
								4. 共済費	13	・ 職員共済組合負担金	13
2. 教育振興費	8,483	204	8,687			200	4	10. 需用費	58	・ 消耗品費	58

## 10 款 教育費

## 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 教育振興費							17. 備品購入費	146	・教材用備品購入費	146
計	31,270	261	31,531			200	61			

## 10 款 教育費

## 4 項 社会教育費

1. 社会教育総務費	9,293	13	9,306				13	3. 職員手当等	13	・勤勉手当	13
2. 公民館費	11,118	3,541	14,659		3,400		141	2. 給料	37	・一般職給	37
								3. 職員手当等	41	・期末手当 ・勤勉手当	27 14
								12. 委託料	3,463	・実施設計委託料	3,463
6. 文化振興費	70,212	437	70,649				437	2. 給料	140	・一般職給	140
								3. 職員手当等	177	・扶養手当 ・期末手当 ・勤勉手当	123 6 48
								4. 共済費	120	・職員共済組合負担金	120
計	111,067	3,991	115,058		3,400		591				
10 款合計	382,114	4,806	386,920		3,400	200	1,206				

歳出合計	4,563,640	29,520	4,593,160	8,745	3,400	200	17,175				
------	-----------	--------	-----------	-------	-------	-----	--------	--	--	--	--

## II 給与費明細書

### 1 特別職

区分	職員数 (人)	給与				計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)					
補正後	長等	3		20,625	(3.30) 6,521	27,146	5,717	32,863	町長・副町長・教育長
	議員	7	14,544		(3.30) 4,592	19,136	4,459	23,595	
	その他		27,743			27,743		27,743	
	計	10	42,287	20,625	11,113	74,025	10,176	84,201	
補正前	長等	3		20,625	(3.25) 6,425	27,050	5,698	32,748	町長・副町長・教育長
	議員	7	14,544		(3.25) 4,530	19,074	4,459	23,533	
	その他		27,743			27,743		27,743	
	計	10	42,287	20,625	10,955	73,867	10,157	84,024	
比較	長等	0	0	0	(0.05) 96	96	19	115	
	議員	0	0	0	(0.05) 62	62	0	62	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	158	158	19	177	



2 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 59 ) 104	65,455	313,018	167,272	545,745	97,087	642,832	
補 正 前	( 69 ) 103	65,425	310,044	164,887	540,356	94,279	634,635	
比 較	( △ 10 ) 1	30	2,974	2,385	5,389	2,808	8,197	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	8,890	3,039	16,273	1,074	75,551	41,674	678	9,262	4,199	6,540	50	28	14
	補正前	8,922	2,905	16,123	1,074	74,817	40,520	678	9,262	3,960	6,540	50	28	8
	比 較	△ 32	134	150	0	734	1,154	0	0	239	0	0	0	6

備考：( )内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( ) 69	0	239,622	139,402	379,024	76,966	455,990	
補 正 前	( ) 68	0	236,957	137,826	374,783	74,325	449,108	
比 較	( 0 ) 1	0	2,665	1,576	4,241	2,641	6,882	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	8,890	2,153	14,811	1,074	50,809	41,674	678	9,262	4,199	5,760	50	28	14
	補正前	8,922	2,019	14,661	1,074	50,884	40,520	678	9,262	3,960	5,760	50	28	8
	比 較	△ 32	134	150	0	△ 75	1,154	0	0	239	0	0	0	6

備考：( )内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 報 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 59 ) 35	65,455	73,396	27,870	166,721	20,121	186,842	
補 正 前	( 69 ) 35	65,425	73,087	27,061	165,573	19,954	185,527	
比 較	( △ 10 ) 0	30	309	809	1,148	167	1,315	

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	886	1,462	0	24,742	0	0	0	0	780	0	0	0
	補正前	0	886	1,462	0	23,933	0	0	0	0	780	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	809	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	2,974	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	714	人勸による給与改定		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	0			
		そ の 他 の 増 減 分	2,260	採用・退職 昇格 会計異動 その他	△ 121 千円 513 千円 2,014 千円 △ 146 千円	
職 員 手 当	2,385	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	2,148	期末手当 勤勉手当	1,030 千円 1,118 千円	期末手当改定 0.15月分増額 (会計年度任用職員) 勤勉手当改定 0.1月分増額 (会計年度任用職員以外)
		そ の 他 の 増 減 分	237	採用・退職 昇格 会計異動 育児休業 その他	47 千円 204 千円 1,150 千円 △ 1,455 千円 291 千円	

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行 政 職		労 務 職	
		平 均 給 料 月 額 (円)	平 均 給 与 月 額 (円)	平 均 給 料 月 額 (円)	平 均 給 与 月 額 (円)
令 和 4 年 12 月 1 日 現 在		291,144	321,089	0	0
		41.0	-	-	-
		296,038	322,913	0	0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在		40.8	-	-	-

イ 初任給

区	分	一 般 行 政 職 (円)	労 務 職 (円)	国 の 制 度	
				一 般 行 政 職 (円)	労 務 職 (円)
高 校	卒	157,599		154,600	
大 学	卒	189,461		185,200	

ウ 級別職員数

区	分	一 般 行 政 職			労 務 職		
		級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 12 月 1 日 現 在	7 級	( )	( )				
	6 級	10	14.5				
	5 級	8	11.6				
	4 級	4	5.8				
	3 級	15	21.7	3 級	( )	( )	
	2 級	4	5.8	2 級	( )	( )	
	1 級	28	40.6	1 級	( )	( )	
	計	69	100.0	計	0	0.0	
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在	7 級	( )	( )				
	6 級	10	14.5				
	5 級	8	11.6				
	4 級	6	8.7				
	3 級	15	21.7	3 級	( )	( )	
	2 級	1	1.5	2 級	( )	( )	
	1 級	29	42.0	1 級	( )	( )	
	計	69	100.0	計	0	0.0	



カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和4年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第88号

令和4年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度松野町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ609,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 4年度松野町国民健康保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		64,794	203	64,997
	1. 他会計繰入金	64,793	203	64,996
8. 繰越金		11,173	12,305	23,478
	1. 繰越金	11,173	12,305	23,478
9. 諸収入		10	2,429	2,439
	3. 雑入	7	2,429	2,436
歳入合計		595,000	14,937	609,937



(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		20,649	203	20,852
	2. 徴税費	7,929	203	8,132
7. 基金積立金		39	11,780	11,819
	1. 基金積立金	39	11,780	11,819
8. 諸支出金		1,415	2,954	4,369
	2. 償還金及び還付加算金	315	2,954	3,269
歳出合計		595,000	14,937	609,937

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	64,794	203	64,997
8. 繰越金	11,173	12,305	23,478
9. 諸収入	10	2,429	2,439
歳入合計	595,000	14,937	609,937

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	20,649	203	20,852			203	
7. 基金積立金	39	11,780	11,819				11,780
8. 諸支出金	1,415	2,954	4,369				2,954
歳出合計	595,000	14,937	609,937			203	14,734

## 2. 歳入

## 7 款 繰入金

## 1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	64,793	203	64,996	1. 職員給与費等繰入金	203	・職員給与費等繰入金 203
計	64,793	203	64,996			
7 款合計	64,794	203	64,997			

## 8 款 繰越金

## 1 項 繰越金

1. 繰越金	11,173	12,305	23,478	1. 前年度繰越金	12,305	・前年度繰越金 12,305
計	11,173	12,305	23,478			
8 款合計	11,173	12,305	23,478			

## 9 款 諸収入

## 3 項 雑入

3. 雑入	3	2,429	2,432	1. 雑入	2,429	・過年度普通交付金返還金 2,429
計	7	2,429	2,436			
9 款合計	10	2,429	2,439			

歳入合計	595,000	14,937	609,937			
------	---------	--------	---------	--	--	--

## 3. 歳 出

## 1 款 総務費

## 2 項 徴税费

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 賦課徴収費	7,929	203	8,132			203		3. 職員手当等	14	・ 勤勉手当	14
								4. 共済費	189	・ 職員共済組合負担金	189
計	7,929	203	8,132			203					
1 款合計	20,649	203	20,852			203					

## 7 款 基金積立金

## 1 項 基金積立金

1. 財政調整基金積立金	39	11,780	11,819				11,780	24. 積立金	11,780	・ 財政調整基金積立金	11,780
計	39	11,780	11,819				11,780				
7 款合計	39	11,780	11,819				11,780				

## 8 款 諸支出金

## 2 項 償還金及び還付加算金

3. 保険給付費等交付金償還金	1	2,917	2,918				2,917	22. 償還金、利子及び割引料	2,917	・ 保険給付費等交付金返還金	2,917
4. その他償還金	2	37	39				37	22. 償還金、利子及び割引料	37	・ 療養給付費等負担金償還金	37
計	315	2,954	3,269				2,954				
8 款合計	1,415	2,954	4,369				2,954				

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	595,000	14,937	609,937			203	14,734			

II 給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長 等				0		0	
	議 員				0		0	
	その他	12	160		160		160	国民健康保険運営委員
	計	12	160	0	160	0	160	
補正前	長 等				0		0	
	議 員				0		0	
	その他	12	160		160		160	国民健康保険運営委員
	計	12	160	0	160	0	160	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 1 ) 2	277	7,273	4,062	11,612	2,437	14,049	
補 正 前	( 1 ) 2	277	7,273	4,048	11,598	2,248	13,846	
比 較	( 0 ) 0	0	0	14	14	189	203	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	576	0	364	0	1,626	1,220	0	0	276	0	0	0	0
	補正前	576	0	364	0	1,626	1,206	0	0	276	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( ) 2	0	7,273	4,062	11,335	2,437	13,772	
補 正 前	( ) 2	0	7,273	4,048	11,321	2,248	13,569	
比 較	( 0 ) 0	0	0	14	14	189	203	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	576	0	364	0	1,626	1,220	0	0	276	0	0	0	0
	補正前	576	0	364	0	1,626	1,206	0	0	276	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員について外書き



イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 報 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 1 )	277	0	0	277	0	277	
補 正 前	( 1 )	277	0	0	277	0	277	
比 較	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	0	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別	内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	0		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	0		
		そ の 他 の 増 減 分	0		
職 員 手 当	14	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	14	勤勉手当 14 千円	勤勉手当改定 0.1月分増額 (R4人勤による)
		そ の 他 の 増 減 分	0		

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況  
ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行 政 職		勞 務 職		
		平 均 給 料 月 額 ( 円 )	平 均 給 与 月 額 ( 円 )	平 均 年 齢 ( 歳 )	平 均 給 料 月 額 ( 円 )	平 均 給 与 月 額 ( 円 )
令 和 4 年 12 月 1 日 現 在		302,383	334,633	43.2	0	0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在		301,852	326,602	42.5	0	0

イ 初任給

区	分	一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)	国 の 制 度	
				一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)
高 校	卒	157,599		154,600	
大 学	卒	189,461		185,200	

ウ 級別職員数

区	分	一 般 行 政 職			勞 務 職		
		級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 12 月 1 日 現 在		7 級	( )	( )			
		6 級	( )	0.0			
		5 級	( )	0.0			
		4 級	( )	0.0			
		3 級	2	100.0	3 級	( )	( )
		2 級	( )	0.0	2 級	( )	( )
		1 級	( )	0.0	1 級	( )	( )
		計	2	100.0	計	0	0.0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在		7 級	( )	( )			
		6 級	( )	( )			
		5 級	( )	0.0			
		4 級	( )	0.0			
		3 級	2	100.0	3 級	( )	( )
		2 級	( )	0.0	2 級	( )	( )
		1 級	( )	0.0	1 級	( )	( )
		計	2	100.0	計	0	0.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職	課局長 局長 室長 主幹	課局長 局長 室長 主幹	課長補佐 長務師 保健師 長	上級専門員 上級栄養士 上級保健師 上級保育士 上級社会福祉士	係長 専門員 主任保育士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主査 主事 技師 主技師 保健師 養育士 社会福祉士

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種		
		一 般 行 政 職	労 務 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	2	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			
	号 級 数 別 内 訳	2 号 級 (人)		
		4 号 級 (人)		
		6 号 級 (人)		
		8 号 級 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)				
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	2	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			
	号 級 数 別 内 訳	2 号 級 (人)		
		4 号 級 (人)		
		6 号 級 (人)		
		8 号 級 (人)		
比 率 (B)/(A) (%)				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	3 月 (月分)			
補 正 後	( ) 2.150	( ) 2.250	( )	( ) 4.400	有	
補 正 前	( ) 2.150	( ) 2.150	( )	( ) 4.300	有	
国 の 制 度	( ) 2.150	( ) 2.250	( )	( ) 4.400	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第89号

令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度松野町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ778,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月15日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 4年度松野町介護保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		135,220	417	135,637
	1. 一般会計繰入金	135,219	417	135,636
歳入合計		778,383	417	778,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		28,585	417	29,002
	1. 総務管理費	15,970	287	16,257
	3. 介護認定審査会費	12,085	130	12,215
4. 地域支援事業費		43,932	0	43,932
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	20,514	△147	20,367
	3. 包括的支援事業・任意事業費	22,398	147	22,545
歳出合計		778,383	417	778,800



1. 総括

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	135,220	417	135,637
歳入合計	778,383	417	778,800

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	28,585	417	29,002			417	
4. 地域支援事業費	43,932	0	43,932				
歳出合計	778,383	417	778,800			417	

## 2. 歳入

## 7 款 繰入金

## 1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. その他一般会計繰入金	31,619	417	32,036	1. 職員給与費等繰入金	7,439	・職員給与費等繰入金 7,439
				2. 事務費繰入金	△7,022	・事務費繰入金 △7,022
計	135,219	417	135,636			
7 款合計	135,220	417	135,637			
歳入合計	778,383	417	778,800			

## 3. 歳 出

## 1 款 総務費

## 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	15,968	287	16,255			287		1. 報酬	168	・ 会計年度任用職員報酬	168
								2. 給料	37	・ 一般職給	37
								3. 職員手当等	91	・ 期末手当 ・ 勤勉手当	17 74
								4. 共済費	△9	・ 職員共済組合負担金 ・ 社会保険料	△10 1
計	15,970	287	16,257			287					

## 1 款 総務費

## 3 項 介護認定審査会費

1. 認定調査等費	9,995	130	10,125			130		2. 給料	32	・ 会計年度任用職員給	32
								3. 職員手当等	65	・ 期末手当	65
								4. 共済費	33	・ 職員共済組合負担金	33
計	12,085	130	12,215			130					
1 款合計	28,585	417	29,002			417					

## 4 款 地域支援事業費

## 1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

1. 介護予防・生活支援サービス事業費	16,393	△216	16,177				△216	12. 委託料	△216	・ 訪問型サービスA事業委託料	△216
---------------------	--------	------	--------	--	--	--	------	---------	------	-----------------	------

## 4 款 地域支援事業費

## 1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	4,121	69	4,190				69	2. 給料	12	・ 会計年度任用職員給	12
								3. 職員手当等	34	・ 期末手当	34
								4. 共済費	23	・ 職員共済組合負担金	23
計	20,514	△147	20,367				△147				

## 4 款 地域支援事業費

## 3 項 包括的支援事業・任意事業費

1. 総合相談事業費	8,517	65	8,582				65	2. 給料	1	・ 一般職給	1
								3. 職員手当等	10	・ 扶養手当 ・ 期末手当 ・ 勤勉手当	△27 △8 45
								4. 共済費	54	・ 職員共済組合負担金	54
2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	4,019	52	4,071				52	2. 給料	12	・ 会計年度任用職員給	12
								3. 職員手当等	34	・ 期末手当	34
								4. 共済費	6	・ 職員共済組合負担金	6
8. 認知症初期集中支援推進事業費	5,819	30	5,849				30	2. 給料	12	・ 一般職給	12
								3. 職員手当等	15	・ 期末手当 ・ 勤勉手当	2 13
								4. 共済費	3	・ 職員共済組合負担金	3

## 4 款 地域支援事業費

## 3 項 包括的支援事業・任意事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	22,398	147	22,545				147			
4 款合計	43,932	0	43,932							

歳出合計	778,383	417	778,800			417				
------	---------	-----	---------	--	--	-----	--	--	--	--

## II 給与費明細書

### 1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長等				0		0	
	議員				0		0	
	その他	5	99		99		99	介護保険運営委員
	計	5	99	0	99	0	99	
補正前	長等				0		0	
	議員				0		0	
	その他	5	99		99		99	介護保険運営委員
	計	5	99	0	99	0	99	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 1 ) 8	1,758	23,543	9,416	34,717	6,877	41,594	
補 正 前	( 1 ) 8	1,590	23,437	9,167	34,194	6,768	40,962	
比 較	( 0 ) 0	168	106	249	523	109	632	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	51	86	453	0	5,338	2,502	0	752	234	0	0	0	0
	補正前	78	86	453	0	5,194	2,370	0	752	234	0	0	0	0
	比 較	△ 27	0	0	0	144	132	0	0	0	0	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( ) 4	0	14,188	6,817	21,005	4,393	25,398	
補 正 前	( ) 4	0	14,138	6,710	20,848	4,346	25,194	
比 較	( 0 ) 0	0	50	107	157	47	204	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	51	0	266	0	3,012	2,502	0	752	234	0	0	0	0
	補正前	78	0	266	0	3,010	2,370	0	752	234	0	0	0	0
	比 較	△ 27	0	0	0	2	132	0	0	0	0	0	0	0

備考：( )内は、短時間勤務職員について外書き



イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 報 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 1 ) 4	1,758	9,355	2,599	13,712	2,484	16,196	
補 正 前	( 1 ) 4	1,590	9,299	2,457	13,346	2,422	15,768	
比 較	( 0 ) 0	168	56	142	366	62	428	

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	86	187	0	2,326	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	86	187	0	2,184	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	142	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	106	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	106	人勸による給与改定	
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	0		
		そ の 他 の 増 減 分	0		
職 員 手 当	249	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	276	期末手当 144 千円 勤勉手当 132 千円	期末手当改定 0.15月分増額 (会計年度任用職員) 勤勉手当改定 0.1月分増額 (会計年度任用職員以外)
		そ の 他 の 増 減 分	△ 27	その他 △ 27 千円	

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行 政 職		労 務 職	
		平 均 給 料 月 額 ( 円 )	平 均 給 与 月 額 ( 円 )	平 均 給 料 月 額 ( 円 )	平 均 給 与 月 額 ( 円 )
令 和 4 年 12 月 1 日 現 在		294,393	314,918	0	0
		41.5	41.5	-	-
		293,360	315,510	0	0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在		293,360	315,510	0	0
		40.8	40.8	-	-
		293,360	315,510	0	0

イ 初任給

区	分	一 般 行 政 職 (円)	労 務 職 (円)	国 の 制 度	
				一 般 行 政 職 (円)	労 務 職 (円)
高 校	卒	157,599		154,600	
大 学	卒	189,461		185,200	

ウ 級別職員数

区	分	一 般 行 政 職			労 務 職		
		級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 12 月 1 日 現 在		7 級	( )	( )			
		6 級	( )	0.0			
		5 級	1	25.0			
		4 級	1	25.0			
		3 級	( )	0.0	3 級	( )	( )
		2 級	1	25.0	2 級	( )	( )
		1 級	1	25.0	1 級	( )	( )
		計	4	100.0	計	0	0.0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在		7 級	( )	( )			
		6 級	( )	0.0			
		5 級	1	25.0			
		4 級	1	25.0			
		3 級	( )	0.0	3 級	( )	( )
		2 級	1	25.0	2 級	( )	( )
		1 級	1	25.0	1 級	( )	( )
		計	4	100.0	計	0	0.0



カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

発議第3号

令和4年12月15日

松野町議会議長 村尾 重利 殿

提出者 松野町議会議員 加藤 康幸

賛成者 松野町議会議員 関本 豊

賛成者 松野町議会議員 赤松 紀幸

賛成者 松野町議会議員 森岡 健治

賛成者 松野町議会議員 近藤由美子

賛成者 松野町議会議員 山下 智恵

松野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

## 松野町条例第20号

### 松野町議会の個人情報の保護に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止等
  - 第1節 開示（第18条～第30条）
  - 第2節 訂正（第31条～第37条）
  - 第3節 利用停止（第38条～第43条）
  - 第4節 審査請求（第44条～第46条）
- 第5章 雑則（第47条～第52条）
- 第6章 罰則（第53条～第57条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、松野町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、

番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、松野町情報公開条例（令和4年条例第19号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号

の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。



3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安

全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。  
(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人

関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわ

たる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

#### (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止等

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第7条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合

理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）



第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しな

い。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30

日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)

には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 個人情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 第28条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、

遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

#### (利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

#### (利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

#### (保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有

個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審査手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第22条第1項に規定す

る松野町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開条例第22条第1項に規定する松野町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。



第56条 前3条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議 長	副 議 長	事務局長	書 記
			

令和4年12月12日

松野町議会議長 村尾 重利 殿



議会運営委員長 赤松 紀幸

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、松野町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件 議会運営及び議長の諮問に関する事

期 間 次期議会まで